

## 【表紙】

|               |   |
|---------------|---|
| 【提出書類】        | 公開買付届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】         | 関東財務局長  |
| 【提出日】         | 2026年6月29日  |
| 【届出者の氏名又は名称】  | ナイス株式会社   |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号  |
| 【最寄りの連絡場所】    | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号  |
| 【電話番号】        | 045(521)6111  |
| 【事務連絡者氏名】     | 取締役管理本部長 上野 尚哉  |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 該当事項はありません。   |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。   |
| 【最寄りの連絡場所】    | 該当事項はありません。   |
| 【電話番号】        | 該当事項はありません。   |
| 【事務連絡者氏名】     | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】    | ナイス株式会社<br>(神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ナイス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社山大をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月2日付で提出した公開買付届出書(2026年6月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、対象者から2026年6月29日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書が提出されたこと及び対象者において2026年6月29日付で事業年度第68期(自2025年4月1日至2026年3月31日)に係る有価証券報告書を東北財務局長に提出したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

半期報告書

臨時報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第5 【対象者の状況】

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第66期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

2024年6月28日 東北財務局長に提出

事業年度 第67期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

2025年6月30日 東北財務局長に提出

事業年度 第68期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

2026年6月29日 東北財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第67期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

2025年6月30日 東北財務局長に提出

事業年度 第68期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

2026年6月29日 東北財務局長に提出

###### 【半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第68期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

2025年11月13日 東北財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

###### 【臨時報告書】

(訂正前)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2026年6月11日に東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2026年6月17日に東北財務局長に提出

(訂正後)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2026年6月29日に東北財務局長に提出

## 6 【その他】

(訂正前)

- (1) 「特別損失(減損損失)の計上、法人税等調整額の計上および通期連結業績予想の修正ならびに配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

< 中略 >

### (2) 2026年6月11日付臨時報告書の提出

対象者は、2026年6月5日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同年6月11日付で臨時報告書を東北財務局長に提出しています。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです(以下抜粋)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは「対象者」を指します。

#### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 株式会社SBI証券

##### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

|     | 所有議決権の数(注1) | 総株主等の議決権に対する割合(注2) |
|-----|-------------|--------------------|
| 異動前 | 985個        | 8.88%              |
| 異動後 | 1,131個      | 10.20%             |

(注1) 異動前の当該主要株主の所有する議決権の数(所有株式数)は、2026年5月22日付で当該主要株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に、また、異動後の当該主要株主の所有する議決権の数(所有株式数)は、2026年6月4日付で当該主要株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づき記載しており、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(注2) 総株主の議決権の数に対する割合については、2026年3月31日現在の発行済株式総数1,187,368株から同日時点で議決権を有しない株式数78,368株を控除した1,109,000株を基準とした総株主の議決権の数11,090個を基準に算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

##### (3) 当該異動の年月日

2026年5月29日

(注) 2026年6月4日付で当該株主が関東財務局長に提出した大量保有報告書に係る変更報告書(報告義務発生日:2026年5月29日)により、主要株主の異動が生じたものとして判断しております。

##### (4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総

数資本金の額 1,103,184千円

発行済株式総数 普通株式 1,187,368株

(3) 2026年6月17日付臨時報告書の提出

対象者は、2026年6月11日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同年6月17日付で臨時報告書を東北財務局長に提出しています。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです(以下抜粋)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは「対象者」を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 山本裕治

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

|     | 所有議決権の数(注1) | 総株主等の議決権に対する割合(注2) |
|-----|-------------|--------------------|
| 異動前 | 1,025個      | 9.24%              |
| 異動後 | 1,202個      | 10.84%             |

(注1) 異動前の当該主要株主の所有する議決権の数(所有株式数)は、2026年6月9日付で当該主要株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に、また、異動後の当該主要株主の所有する議決権の数(所有株式数)は、2026年6月10日付で当該主要株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づき記載しており、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(注2) 総株主の議決権の数に対する割合については、2026年3月31日現在の発行済株式総数1,187,368株から同日時点で議決権を有しない株式数78,368株を控除した1,109,000株を基準とした総株主の議決権の数11,090個を基準に算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年6月8日

(注) 2026年6月10日付で当該株主が関東財務局長に提出した大量保有報告書に係る変更報告書(報告義務発生日:2026年6月8日)により、主要株主の異動が生じたものとして判断しております。

(4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,103,184千円

発行済株式総数 普通株式 1,187,368株

(訂正後)

- (1) 「特別損失(減損損失)の計上、法人税等調整額の計上および通期連結業績予想の修正ならびに配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

< 中略 >

(2) 2026年6月29日付臨時報告書の提出

対象者は、2026年6月23日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同年6月29日付で臨時報告書を東北財務局長に提出しています。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです(以下抜粋)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは「対象者」を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 株式会社SBI証券

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

|     | 所有議決権の数(注1) | 総株主等の議決権に対する割合(注2) |
|-----|-------------|--------------------|
| 異動前 | 1,131個      | 10.20%             |
| 異動後 | __個         | __%                |

(注1) 異動前の当該主要株主の所有する議決権の数(所有株式数)は、2026年6月4日付で当該主要株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に、また、異動後の当該主要株主の所有する議決権の数(所有株式数)は、2026年6月22日付で当該主要株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づき記載しており、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(注2) 総株主の議決権の数に対する割合については、2026年3月31日現在の発行済株式総数1,187,368株から同日時点で議決権を有しない株式数78,368株を控除した1,109,000株を基準とした総株主の議決権の数11,090個を基準に算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年6月15日

(注) 2026年6月22日付で当該株主が関東財務局長に提出した大量保有報告書に係る変更報告書(報告義務発生日:2026年6月15日)により、主要株主の異動が生じたものとして判断しております。

(4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,103,184千円

発行済株式総数 普通株式 1,187,368株

## 公開買付届出書の添付書類

対象者が2026年6月29日付で事業年度第68期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)に係る有価証券報告書を東北財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。